



平準化されたヨーロッパ私法および アキ・コミュノテールのEU加盟国法へのインパクト 大陸法とコモン・ローの調和

周知のように、ヨーロッパにおいては私法統一へ向けた動きが存在し、ヨーロッパ契約法原則（PECL）、共通参照枠草案（DCFR）、ヨーロッパ共通売買法（CESL）などが策定されてきた。現在、「ヨーロッパ民法典」の起草作業は止まっている。しかし、これら一連の動きは、既にEU加盟国の民法典に対して大きな影響を与えており、これまでのヨーロッパの法文化、すなわち形式主義的伝統の根本的転換を迫っている。

他方で、消費者保護の領域でヨーロッパ法として制定されてきた膨大な数の法規範、アキ・コミュノテール（共同体既得事項）も契約法に対して実質的な影響を与えている。そして、ドイツやオランダのようにこれらの規律を民法典の中に組み込んだ国もある。

本報告では、これら2つの視角から、各国法に対するヨーロッパ私法の影響を検討する。

日時

平成28年10月27日（木）17：00～19：00

場所

関西大学千里山キャンパス 児島惟謙館1階第1会議室

講演者 **ルス・M. マルティネス・ヴェレンコソ 氏**
（スペイン・ヴァレンシア大学教授）

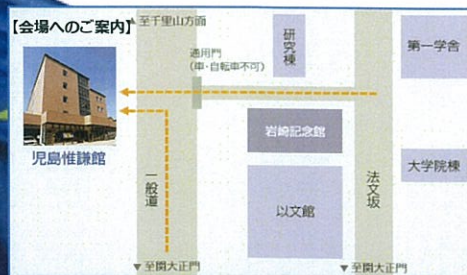
※講演言語：英語（通訳あり）

コメント **中田 邦博（龍谷大学教授）**

通訳 **カライスコス アントニオス**
（欧州私法研究班委嘱研究員・京都大学准教授）

司会 **馬場 圭太**
（欧州私法研究班研究員・法学部教授）

事前申込不要
聴講自由



お問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp